

## 和泉市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、造血細胞移植により、接種済みの予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度、当該の予防接種を受ける場合に、それを受けやすくなる環境の整備を図るとともに、疾病の発生及びまん延を防止することを目的に交付する「和泉市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金」について必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 造血細胞移植によって移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (2) 予防接種を受ける日において20歳未満の者
- (3) 平成30年4月1日以降の再接種であること
- (4) 本市の住民基本台帳に記録されている者

### (対象となる予防接種)

第3条 補助金の交付の対象となる予防接種は、定期予防接種で得た免疫が造血細胞移植によって、低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認めたワクチンの予防接種とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、和泉市が一般社団法人 和泉市医師会と締結している予防接種業務委託契約書に定める額を上限とし、前条の予防接種に要した費用として医療機関に支払った額とする。

### (補助金交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、予防接種再接種費用補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）に医師の意見書（様式第2号）及び市長が必要とする書類を添付の上、再接種後速やかに市長に申請しなければならない。なお、申請者は第2条に掲げる補助金の交付対象者及びその保護者又は、市長が適当であると認めたものとする。

2 前項の規定による申請は、再接種を実施した年度の3月31日までに申請しなければならない。ただし、天災やその他申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

### (補助金交付又は不交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適當であると認めるときは、予防接種再接種費用補助金交付通知書（様式第3号）により、又は、交付することが不適當であると認めるときは、予防接種再接種費用補助金不交付通知書（様式第4号）によりその理由を記載して申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行うに当たって、必要な条件を付すことができる。

（補助金の請求等）

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、予防接種再接種費用補助金交付請求書（様式第5号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるとときは、被交付決定者に予防接種再接種費用補助金交付確定通知書（様式第6）により通知して、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は、受けようとしたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、令和4年5月19日から適用する。